

(様式2)

議員行政視察報告書

議員名	中村 みなこ
視察地	兵庫県明石市
視察年月日	2024年5月28日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
1 こども養育支援	
(1) 経緯と概要	
前市長の方針で、子どもを核とした街づくりが進められてきた。その下で、こども養育支援は、1. 子どもの立場に立って、2. 社会全体で行い、3. 明石市の取組が全国の他の自治体で取り組めるような普遍性、の3つを基本理念としている。 主な取組には、「面会交流支援」と「養育費確保支援」がある。他にもそれらの支援に必要な、全ての親が約束をし、それを明確にする「取り決め支援」がある。	
(2) 養育費確保支援	
最初は、支出ばかりで回収できない分もあることを覚悟してスタートした。 養育費の支払が滞っている場合、それを民間の保証会社が立替えて払い、さらに請求・回収するというものである。その保証料を市が立替え、その代わりに効果を調査しながら成果をみるというモデル事業を1年間行った。モデル事業では一人5万円で18人の90万円の予算でスタート。間に民間の保証会社が介入することで、養育費の支払の正常化につながった。また、審査がなく誰でも利用できるようにしたことで、本当に支援が必要な方へ支援することができた。 その後、コロナ禍で養育費の不払の状況が厳しくなったため、緊急的な支援事業にも取り組んだ。1か月、養育費を市が立替え、支払われなかった損害賠償請求権の債権を市がもらって、請求・回収するものである。不払が65万円、未回収が出ている。 1か月5万円の立替えなのに手続が大変という課題が出てきたので、現在は3か月まで引き延ばしている。課題となっているのは、申込数の少なさである。周知や広報の課題はあるが、手続の煩雑さ、相手と関わりたくないということもある。また、やはり財政面である。立替金額や立替期間の上限の引上げを求める声があるが、回収の見込みがなく、未納を予算化し、支援を続けるのが難しい。それに関しては国がそのうちに取り組んでくれることを期待しているのだが、そのような国の動きはまだない。 また、3か月終わってからの支援として、差押え支援がある。	

相手の職業や就労状況などから安定的に給料を差し押さえることが難しいという現状もある。

その他、子ども養育専門相談や無料の弁護士相談も案内している。

離婚時に公正証書又は、調書を作成するよう促し、活用している。

実際、離婚や別居をしている当時者らは、養育費や面会交流について取決めをしていない方が多く、理由としては、何を具体的に決めておけばよいか分からない、という実態が明らかになった。それを受けて、明石独自の書式を作成し、こども養育プラン・こどもの養育に関する合意書・作成の手引きを離婚時に配るようにしている。結果、取決めの促進や養育費取決め率アップに結び付き、これらを元に公正証書を作成する方も増えてきている。また、公正証書等の作成のための費用の補助もしている。

(3) 親子面会交流支援

子どもの情報を共有するための養育手帳配布、駅前公共施設を面会場所として提供し、市職員が3人同行し子どもの付き添いなど、コーディネートを担当している。コーディネートの内容としては、日程の連絡調整、当日の子どもの受渡しや付添いを行っている。そうすることで、子どもが離婚した相手に会いたいと言ったときに、全く相手と関わることなく、面会を実現できる。中3までの明石市に住む子どもを対象としており、三者(子どもは意思表示できる年齢より)の意向を聞いて合意の上で実施している。

課題としては、コーディネートをする職員として、臨床心理士や弁護士資格を有する職員の人材確保が挙げられていた。

(4) 予算

令和4年度2,347万4千円のうち2千万円近くが立替え関連。立替えする件数に見合うように見直され減額されている。今年度は910万円となっているが、必要分は確保できている。

(5) 共同親権の影響

面会交流というものは、今までと変わらず必要とされるので大きな影響はないと思われる。また、養育費立替えでは、両親ともに親権があると養育費の支払がどうなるのかとか、共同親権を主張する方は、連れ去り問題を主張するが、共同親権で連れ去りを防げるのかも分からないが、どちらかの親と大半を共に暮らすとなると、あまり変わらないかもしれない。いずれにせよ、どんな変化があるのか見ながら対応していく。

(6) 本市における実現の可能性

どの支援も、子どもの権利を保障する重要なものであると考える。本市はその視点で支援を考えているかという点、明石市のように子どもに直結する支援は、まだまだ不十分である。今一度、こどもの権利に立ち返って本市の支援を見直すべきだと思う。

また、こども養育プラン、養育手帳などの様式は全国どこでも使えるものなので、それらの活用ならわずかな予算で進めることができる。さらに、弁護士資格をもつ職員の採用や、公正証書の作成の推進などで、スムーズに取決めが進められる点も重視していきたい。

(7) その他

明石市では、弁護士資格を持っている職員を採用し、法的な知識をもって対応できるようにしている。非常勤職員として採用するが、5年勤務後は正規職員となり、他の職

員よりは早く課長待遇にして任用している。外部の機関に委託しなくも、内部にすることで、様々な面で効率がいい。

現在 8 名の資格所有者が働いている。市民相談には必ず 2 人配属し、他にも、子どもセンターも教育関連のロイヤーとして活躍しているが、異動があるので、人材確保と共に安定的に配置できないというのが課題である。

また、視察項目にはなかったが、駅の目の前にある商業施設に市の施設が入っているということで立ち寄ってみた。4 階の市立図書館では、Wi-Fi 環境が整備され、どの閲覧デスクにもコンセントが設置、自動貸出機や、子ども用の検索機が子どもスペースに設置されていた。また、閲覧席の使用を公平にするため、抽選制が取り入れられており、学生からお年寄りまで抽選の列に並んでいた。

6 階は総合窓口、5 階には、こども健康センター、保育ルームやユーススペースなど、子育て支援や子どもたちが利用できる施設が 1 フロアに結集していた。面会交流の場所でもあり、旭川のもりもりパークのようなエリアは、市民であれば無料で使える。駅前に、市民が利用する場所がある程度かたまっているのは、利便性がよいと感じた。

2 明石市ジェンダープロジェクト

(1) 経緯と概要

SDGs 未来安心都市を掲げている明石市。SDGs の 17 の目標の中でジェンダーは、どれにも関連する、しかも土台であるという認識で「ジェンダー平等」に力を入れている。

2021 年の生理の貧困問題がきっかけとなり、2016 年の明石「女性の活躍推進に向けた政策提言」から 5 年の分析を基に、本気でジェンダー平等に取り組もうと、ジェンダー平等プロジェクトチームを立ち上げた。意思決定の場での平等を求める意見から、メンバーは男女同数にするのはもちろん、幅広いバックボーンの方に声をかけ、結果的には自分からメンバーとなっている。2021 年のアンケート結果より、5 つのテーマを決定。防災、教育、家庭・社会、職場、意思決定過程、それぞれにかかわる取組を進めてきている。さらに 2023 年 4 月に「あかしジェンダー平等の推進に関する条例」が制定されている。

(2) LGBTQ+/SOGIE 施策(啓発)

・にじいろキャンペーン

期間中、民間にも呼びかけ官民連携で街中の装飾や展示などを実施。市民セミナー、企業セミナー、映画上映やトークイベントなどを通じて啓発を図る取組を毎年行っている。

・LGBTQ+フレンドリープロジェクト

すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指しており、パートナーシップ・ファミリーシップ制度のスタートを契機としてこのプロジェクトを実施。にじいろキャンペーンとともに市と市民、団体・事業者らがともに取組を進め、街をあげた周知を目指すプロジェクトとなっている。

(3) ジェンダー教育推進校

毎年、応募のあった学校より「ジェンダー教育推進校」として採択。ジェンダーに関

する学びの機会を保障し将来のジェンダー平等につなげることを目的として取り組まれている。児童生徒はもとより、保護者や教職員へのジェンダー教育・研修として、①包括的性教育、②いのちの教室、③「自分を大切にする」ための体と心の教育を行っている。

はどめ規定はあるが、外部講師と現場での打ち合わせを行い、ニーズに合った内容を取り扱う中で踏み込んだ内容で実施している。

- (4) あかしソジトモ☆カンパニー制度もあり、ガイドブックも活用するなど、市全体で取り組もうとする姿勢がみられる。

- (5) 課題と今後の方向性

様々な取組がなされているが、社会的な機運の変化にまでは至っておらず、全市的に根付かせるものにはなっていない。特に、企業は大企業や体力がある企業なら、ジェンダー平等の取組にかかわってくれることがあるが、そうでない企業には広がらないままである。また、取り組んでいる企業も、一定期間のキャンペーンでは取り組めるが、日常的に自主的な取組をするまでには至っていない。

条例ができて1年。上からの押し付けや決めつけではなく、みんなで考えて進んでいき、根付かせていくことを大切にして取り組んでいきたい、全てが重なって成熟した街となることを目指していきたいとのことだった。

- (6) 本市での実現の可能性

5つのテーマの中で、防災が入っている。明石市では、阪神淡路大震災、福島の震災から、防災関連でのジェンダーは問題視されてきていた結果でもある。本市では、能登半島地震以降、避難所の備蓄品などに関心が高まって整備されてきているが、物品だけでなく、女性や障がい者など幅広く支援できるようにしていく視点は参考にできると考える。企業などへの啓発として女性活躍推進部の取組と重なるものがあったが、さらに広く市民に向けての発信、PRが必要だと感じた。子どもたちには、早い段階で学ぶことが必要である。そして、学校で学んでも、家や地域での理解がないと意味がない。様々な分野で取り組むことを目指していきたい。

- (7) その他

明石市は、まちを上げて取り組んでいるのだという姿勢があちこちで垣間見られる。駅周辺では虹色の物が目に入り、SDGs 項目全てがフラッグとしてはためている。

市役所に、インクルーシブ推進課やジェンダー平等推進担当、LGBTQ+SOGIE 施策担当があり、本気度が伝わる。

また、とにかく知ってもらおうということが第一段階なのだと説明の通り、普及させるグッズが多く準備されている。全小中学生・高校生に配布しているパンフレット、缶バッジ、シール、カードしおりなど、カラフルでかわいいオリジナルキャラクターを多用したデザインが子どもたちにも興味をひき、親近感が持てるものとなっている。また、そこに書かれている言葉は短く優しく、読み手の困り感や不安感に寄り添うような、安心感が持てるものとなっている。

あかしソジトモ☆カンパニー制度もあり、ガイドブックも活用するなど、市全体で取り組もうとする姿勢がみられる。まだ、始まって年数が経っていないので、今後の成果を注視していきたい。



明石市の人口と世帯			
2024年5月1日現在		前月との比較増減数	
総数	306182人		+91人
男	147388人		+36人
女	158794人		+55人
世帯数	138098世帯		+221世帯
ここにちば（じふしん）です 日新信用金庫			

(様式2)

議員行政視察報告書

議 員 名	中村 みなこ
視 察 地	三重県いなべ市、ひきこもり支援センター瑠璃庵
視察年月日	2024年5月29日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
1 性の多様性を認め合う社会を実現するための条例について	
(1) 条例制定までの経緯	
毎年様々なテーマで実施していた職員向け人権研修の中で、「性の多様性」の研修をしたときに、性の多様性の理解をもっと進めていく必要があるという認識が高まっていった。その中で市長から条例として定めるよう指示があり、議会で議決され、令和2年に制定。全国でもあまり例がなかった時期でもあり、マスコミにも大きく取り上げられたことで、対外的にはもちろん、市民にも広く周知されることとなった。	
(2) 関連施策	
①パートナーシップ宣誓制度	
三重県で力を入れており、具体的なサービスは県の制度の利用先を利用している。	
②教育	
・学校教育	
希望する学校に地域おこし協力隊の担当外部講師を派遣して授業を行っている。市教委を通して、何を学ぶか選択するなど、学校主体で取り組まれている。3年でほぼ市内全部の学校での実施を終えている。子どもたちだけではなく、先生方の気づきのきっかけにもなっているのが実施後の感想などでも分かる。地域おこし協力隊の取組が終わるので、今後は、先生方が自分たちで教えていけるように準備をしていく。	
性教育に関しても、さらに踏み込んで教えていく必要性の声は増してきており、講師との授業の打合せで相談の上、学校のニーズに合わせて実施している。	
講演会も実施している。ある時、講演後に当事者である低学年の子が、自分の違和感が何なのか初めて分かり、ぼろぼろ泣いてしまったということがあった。こじらせると自殺につながるケースもあることから早いうちに自分の特性に気付けることが大事である。	
・社会教育	
大人への理解促進のために、社会教育の必要性があるとし、社会教育での取り組みとして、保育士・医療従事者への講演会で理解啓発を図っている。	

③民間企業、団体との連携

- ・ 条例ができたことで、企業にも積極的に働きかけ、広がりつつある。デンソーやトヨタなどの大企業では、体力もあり、休暇の取得等を認める動きにつながっている。
- ・ 会社のお祭りに、啓発を進めるために出店させてもらうこともある。
- ・ 市は地域おこし協力隊として3年契約でLGBT担当を雇用しており、その担当者が企業向けの講演会を含めた啓発活動をするなど、行政と民間をつないでいる。
- ・ 相談会を月に一度行っている。講演会も相談会も、担当者が当事者で自分の経験も語れることから、理解がある立場で話すことができ、大変好評である。担当者は、室蘭市でも議員向けに講演をするなど、他の自治体からも要請がある方である。学校への講師としても派遣しているが、その方がいるから事業が進んでいる。また、地域おこし協力隊の方は情報発信だけでなく、情報収集の役目を果たしていて、ここでも市民と行政をつなぐ役割を担っている。

(3) 課題と今後の方向性

- ・ 担当者である浦狩知子さんのような、核となる優れた人材を固定的に雇用することは難しい。ノウハウ等の引継ぎがスムーズに進むよう工夫する必要がある。
- ・ 高齢者にはなかなか理解してもらえない。都会より閉鎖的で理解が進みにくい傾向がある。
- ・ 医療関係のトップの方などにも理解されないと、性の多様性に関するアプローチが医療の分野で進まないなど、様々な分野で進めるのが大変である。

(4) 本市の実施における可能性

- ・ 制定の最初のきっかけは、職員の研修である。性的マイノリティは全体の約1割存在することを知った職員から、何らかの制度の必要性の認識が高まった。本市でも、正しい知識としてどれだけ職員に定着しているか把握していないようだが、市の職員は多くの市民と接触する立場である。まずは、職員研修の実施は重要であり、容易に実現できると考える。ただ、条例というところまでもっていくのはなかなかハードルが高い。市長の一声が大きな後押しとなるが…。
- ・ 浦狩さんのような、核となるキーマンがいれば、各分野の事業を進めていくことができるので、人材の発掘が実現のポイントである。
- ・ パートナシップ制度の民間利用先を広げることは、市単位だと難しいが、県単位で進めているので、利用しやすく利益も享受しやすくなっている。
- ・ 学校での人権教育では、性の多様性について、系統立てて、早いうちに理解を促していく必要がある。現行の命の安全教育、SNS関連に加えて、性の多様性も加えていく必要性を感じている。3つのメニューを順に組み込むことはできると考える。
- ・ 2月にススキノの満島てる子さんの講演が大変良かったそうで、旭川での実施をお勧めされた。

2 ひきこもり支援センター瑠璃庵

(1) 概要

①設立の経緯

以前から市と社会福祉協議会で、不登校と引きこもり、その家族を支援する目的で交流会行っていたが、月一回では場所も時間も限定されていて、支援するまでには至らないという課題があった。そこで、令和3年4月に、県内初、平日常設、専任職員常駐のこの支援センター設立に至った。

引きこもりの方がいつでも訪れられ、いつでも相談できる、気軽に立ち寄れる場所を目指している。

②利用状況

年々利用人数も増えており、3年間で100人の方とつながることができた。相談件数は初年度の3倍となっている。

瑠璃庵の隣に不登校支援の施設があるので、その利用後に瑠璃庵に立ち寄っていく、放課後児童クラブ的な利用もある。年齢別でいうと、30～40歳代は8050問題以前の年代で困っておらず、アクションを起こさない年代と言える。50代以降は少なく、だんだんあきらめていく年代となる。

気楽に立ち寄り、思い思いに過ごしていく場となっている。利用者のニーズに合うように、空間を変えるなど、それぞれが気兼ねなく過ごせる居場所を目指している。

(2) 運営状況

①施設

元は幼稚園だった建物を5000万円かけて改修。個別にパソコンに向かうとか、木工作業をするとかのイメージで仕切ってあるスペースを準備したが、ほとんど利用されておらず、勝手な思い込みであることに気付いたとのこと。オープンな場所で、複数で交流して過ごしていることが多い。利用者に合わせて工夫している。

また、訪問した日は、週一回のモーニングの日で、300円で食べることができる。この日は地域の人でも利用でき、利用者と地域の方との交流の場となっている。利用者も、スタッフとして注文を受けたり、料理を運んだりする姿も見られた。

②スタッフ

常勤は4名、各事業の時にさらに3名のスタッフがいる。その他、ほっとキッチン(地域の孤立している人へのアウトリーチとしての子ども食堂全年齢版)のスタッフがいる。

③財源

市の委託事業である。財源は全て国からで、一つは、生活困窮の補助メニューを利用し、全体の3分の2を占めている。

もう一つは、重層的支援体制整備事業で、小さい自治体では比較的容易に取り組めるもので、いなべ市でも横の連携(高齢、生活困窮、障害、医療)を重視した動きを確立している。

④行政との連携

縦割りではなく、各分野との横の連携での取組が進められており、この中に引きこもり支援も位置付けられている。情報は一斉に行き渡る仕組みになっており、会議1つとっても、相談対応の答えが出るまで話し合い、どの機関が何をするのかを明確にするまで話し合い、進めることができています。

(3) 成果

国が出している引きこもりの比率でいうと、いなべ市では約 700 人いるだろうと言われているが、たった 3 年でそのうちの 100 人につながれたことは期待以上ととらえている。

(4) 課題と今後の方向性

子ども以外、いなべ市民だけ等の枠組みを作っている場合ではない。県としても、先進的な事業として認められており、県と共に広域的に利用してもらえる施設にしていこう準備中である。また、現在となりの不登校支援施設に通う子どもたちが、瑠璃庵を知っていることが重要で、何かあったときに頼れる施設として知ってもらえるのは、義務教育後の子どもたちの居場所となれるはずだと期待している。

また、まだつながれていない人へのアウトリーチが難しく、民生委員で訪問しているお宅に対象となる方がいるかどうか把握できない。

(5) 本市での実施の可能性

本市では実態調査が行われておらず、引きこもりの実態は把握されていない。しかし、相当数の方が引きこもりとして存在していると思われる。相談窓口や親の会などで、外部とつながれているのはごくわずかという実態の中で、引きこもり支援に力を入れていくべき課題であり、市内に、引きこもり専用の居場所を作ることは大変意義のあることである。

現在、ひきこもり支援センターは、北海道には札幌にしかなく、旭川市民がいつでも気軽にアクセスできるものとなっていない。また、引きこもりの負のイメージを払拭する場は必要であり、地域に開かれた施設として門戸を広く設定したイベント企画をしながらの施設を模索したい。

財源や委託先は、いなべ市のようにうまく確保できるかが課題である。特に財源の一つである重層的支援体制整備事業費を活用するためには、本市の規模ではかなり難しいと思われる。

しかし、8050 問題に突入する前に、早い段階で支援につながった方たちは、就労につながる確率も高く、少しでも早く何らかの支援策を進めていきたいと感じた。

(6) その他

- ・瑠璃庵では、ちょうどろり Café 開催の日で、地域の方と利用者さんと、モーニングを食しながら交流していた。食後に、高齢の方と 20 代くらいの方とで将棋をする光景も見られた。
- ・2019 年に建てられたいなべ市役所は、広大な敷地にある。フロアを見渡せる広々とした空間で、2 階建てとなっていた。隣接する「にぎわいの森」は、森の中を散策する

ようなコースで、その途中におしゃれなショップやカフェなどがあり、市内外から多くの人の憩いの場となっている。ただ、駅からの交通の便はよくなく、隣接する建設中の高速道路が完成後は、道の駅がてら立ち寄る観光名所となることを期待しているのだそう。

- ・庁舎内で偶然お会いできた市長は、職員と同じ作業着姿で、「名刺とってくるから待っていて」と階段を2段跳びで駆け上がって行った。同行していた職員さんはクスクス笑って「いつもこんな感じなんです」と話されていた。他の職員さんと市長さんの話をするとみなさん同じような反応で、慕われている名物市長なのだと感じた。



(様式2)

議員行政視察報告書

議 員 名	中村 みなこ
視 察 地	埼玉県
視察年月日	2024年5月30日
視察内容（目的・具体的内容・成果等）	
1 人権教育等について (1) 人権感覚育成プログラム・人権教育資料について ①作成の経緯 平成14年から施策推進指針、推進プランなど、見直しを図りながら、改善してきた。平成20年に国から人権教育の指導方法等の在り方について出され、人権についての知的理解と、人権がもつ価値を直観的、共感的に受け止める感覚「人権感覚」の育成が必要とされ、効果的な学習教材の選定・開発が望まれるとされた。頭で人権について理解しても、行動が伴わないと人権教育が進まないことに言及された。 人権感覚欠如の原因は、人間関係の希薄さや、コミュニケーション不足などから、思いやりのない言動をとってしまうことが考えられる。そこで、埼玉県はその部分を強化する参加型・体験型の教育活動で子どもたちが自分で考え、相手の立場に立って行動できることを目標とした人権感覚育成プログラムの作成に至った。 ②人権感覚育成プログラムの内容 平成20年に作成した学校教育編では、子どもたちを対象に、9つの視点を設定し、発達段階に応じて4プログラム、合わせて36のプログラムを作成した。 翌年には、社会教育編として、保護者や地域住民を対象にしたプログラムを作成し、公民館やPTA研修で活用できる内容としている。 さらに、平成25年には、現代の多様化する人権課題に対応するために、新しい内容を補完した第2集を作成した。1時間で完結するような内容に改善を図ってきた。 ③人権感覚育成指導者の育成 これらの教材を活用できる教員養成も必要とされ、令和4年度から小、中、高等学校の各校2名以上の教員を対象に、研修会を実施し、2年で目標達成している。 ④課題 ・プログラムはできているが、それが現場でどれだけ使われているかは把握できていない。年間指導計画に位置付けられていることは確認しているが、最終的には、各学校	

での取組であり、活用もそれぞれの学校に任されている。ゆえに、子どもの変容、活用してみても子どもや教員の声なども把握できていない。活用を促していきたいというが、子どもたちの実態を分析し、人権感覚の育成具合について把握した上で、どんなプログラムが不十分だとか、このテーマを重点にしようとか、子どもたちにとっての必要性が各学校で高まらないと難しいと思う。

- ・指導者研修会に参加した指導者として、具体的に各学校で活躍できているか、どのような動きをしているのかも把握していない。研修を行ったという実績だけでは意味がない。

⑤本市での実施の可能性

いなべ市の報告書の中で、「本市の学校での人権教育の内容である、命の安全教育、SNS関連に加えて、性の多様性も加えていく必要性を感じている。3つのメニューを順に組み込むことはできると考える」と述べたが、埼玉のプログラムでは、年間指導計画に位置付け、各教科で指導できるところが、時数を圧迫せずに実施できるのがメリットであり、取り組みやすさであると考ええる。

県レベルで活用状況も、成果等も把握していないのは大変残念に思うが、いじめ問題に本腰を入れている本市であるなら、人権感覚の育成に対して様々なアプローチが必要である。埼玉県プログラムは、詳しい内容でかなり膨大な量の資料となっており、同じレベルの物を作成するのは難しいと思われるが、各学校で実施できる授業案や、地域で活用できる資料の作成・整備を進めていきたい。

⑥その他

- ・人権感覚育成プログラムや人権教育資料は、県で作成したものであるが、各学校での活用を強制するものではないことは理解できる。また、活用状況など把握しようと調査することで、働き方改革に逆行するような事務負担の増加、やらなければならないという圧力になりかねないと思うが、あまりにも現場に投げっぱなしになっているのが、もったいないと感じた。
- ・指導の手引きも平成22年のものであり、今の学校の実態や社会情勢等に見合うものなのか、検討されているのか・・・。

(2) 性の多様性を尊重した教育の推進について

①条例制定の経緯

令和2年の実態調査で、3.3%がLGBTQとの回答があり、その人たちが学生時代に直面した困難から、理解増進、相談体制、環境作りに課題があると分析。さらに、学校では23%が幼児児童生徒からの相談を受け対応しているということが明らかになった。

国の動向とも相まって令和4年に「性の多様性を尊重した社会づくり条例」、翌年に基本計画を作成している。

②理解増進の取組

- ・子どもたちには、リーフレットを作成し、授業による理解増進をはかっている。
- ・保護者には、啓発動画を作成しており、年度初めにお知らせをしている。再生回数は約2年、6本分で15,701回とかなりの数になっている。

③相談体制の充実・環境作りの取組

- ・学校向けの相談体制として、外部の専門家とつなげる体制を整備している。30件くらいを想定していたが、実際は深刻な内容の2件のみであった。ある程度は、学校独自で、養護教諭やするカウンセラー等により対応できている。
- ・オンラインサロンでは、LGBTQ当事者の高校生向けに年3回2年間実施。Zoomで委託先の団体のカウンセリングの資格を有するファシリテーターが対応し、毎回10人前後参加しているが、参加者からは「よかった」「満足した」という感想が寄せられている。
- ・性の多様性尊重取組シートは2月に作成したばかりで、今後校長会を通じて活用を促しているところ。

④課題と今後の方向性

- ・オンラインサロンは参加者からは好評だが、周知方法はまだ工夫の余地がある。高校生には電子チラシを学校からタブレットへ送っているが、委託業者からは、こくち一ずを利用して、サロンや講演会等のイベントの案内をしている。また、今年からは中学生対象のオンラインサロンの開催を予定している。小学校へは発達段階を考えると、別の内容を考え、ファシリテーターに求められるものも違うので、今のところは予定していない。
- ・学校の相談体制の充実は中学校で実施しているが、今後、小学校にも拡大していくことを検討していく。
- ・保護者向けの啓発動画では、組織だっでの活用が為されておらず課題となっている。周知同様、各学校での活用ガイドを準備中であり、引き続き工夫していきたいとのこと。

⑤本市での実施の可能性

誰にも相談できずに孤立している、悩んでいる子どもたちに届く取組が必要である。

⑥その他

学校からは講演会の要望が多いが、生徒からは「何を今さら」というような反応も多いとのこと。今までの人権教育の積み重ねの表れでもあると思われるが、身の回りにあふれるあらゆる情報の影響もあるのではという分析もされていた。子どもたちより大人たちの方が順応性がないので、やはり先生・保護者、地域や企業などでも人権感覚を磨きつつ、性の多様性の理解を深める取組が必要だと思った。

(3) ヤングケアラー支援の取組について

①経緯

令和2年に「ケアラー支援条例」を全国で初めて制定し、ヤングケアラーに関わっては教育機関等による支援体制の強化が進められてきた。実態調査を全高校2年生に行い、そ

の結果から様々な取組を開始している。

②取組内容

・ヤングケアラーサポートクラス

市町村を対象に、有識者や元ヤングケアラーによる事業で日本ケアラー連盟に委託して令和3年より実施。児童生徒や教職員向けの講演会、相談支援に関する教職員研修、元ヤングケアラーと児童生徒による交流相談会を行っている。毎年、16市町村の16校で実施。令和8年度までに全ての市町村でやることになっている。元ヤングケアラーからの話を聞いた子どもは、自分と置き換えて聞いていた。どの学校でも「自分もヤングケアラーに当てはまると思うので、困ったら信頼できる人に相談しようと思う」という内容の感想が出てきている。

・ヤングケアラー授業デザインキット

教員向けの指導資料を令和4年に作成。小・中・高等学校の10の教科等で教える内容となっている。生活科や道徳科では、従来「家族の一員として頑張ろう」という内容だったが、「困ったとき、つらくなったら周りを頼っていいよ」「相談しよう」という内容を加えている。

・多機関連携「ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会」

学校、教育委員会、福祉関係課、社会福祉協議会の職員が一堂に会した研修会を令和3年度から行っている。講演や同じ市町村でのグループで事例協議を行っている。参加者からは、より適切な支援につなげられたなどの声が寄せられている。実際にどんな福祉サービスがあるのか知っている教員は少なく、福祉関係者との交流は意義がある。

③課題と今後の方向性

ヤングケアラーサポートクラスは、年に16校しか行えず、令和8年にはすべての市町村が1回は実施することになる予定だが、1000校近くある全ての学校での実施が課題となっている。実施する学校に他の学校の人権教育担当の先生方などに参観してもらい、各学校に持ち帰って生かしてもらうように呼びかけてはいるが、市町村任せになっている。中継や録画は、個人情報との関係で難しい。令和9年には自走していく仕組みにしていけるように、動画資料の作成・活用、デザインキットの授業での積極的な活用で最低限の指導としていきたい。しかし、デザインキットの活用状況はあまりよくない。アピールの仕方を工夫していきたい。

④本市での実施の可能性

まずは、実態調査を実施すべきである。埼玉県は、福祉部で高校生に行ったのみであるが、積極的にヤングケアラー支援をしようとしている市町村は、もっと下の年代での実態調査を実施しているとのことだった。実態を把握することで、どんな支援が必要なのか、どの年代にどんな教育が必要なのかも明確になってくる。その上で、実態に合致した取組を構築していくべきだと思う。また、デザインキットのように、各教科等でほんの少しヤングケアラー関連の学習を盛り込んでいくことは、授業例や資料があることで実施可能で

ある。市として、系統立てた指導資料をぜひ作成し、全ての子どもたちにヤングケアラーとは何か、自分はどうなのか、今の自分のつらさを権利と照らし合わせて・・・など、考えるきっかけとし、その子に応じた支援が行き届くようにしていきたい。

⑤その他

県としての狙いが、市町村にストレートに伝わっていないと感じた。県が作った資料が子どもたちに行き届かない現状は、作って終わりにになっていないか?必要性を共有するためには?などの検証をすべきだと思う。さいたま市への視察希望がかなわず、埼玉県で受け入れていただいたことに感謝だが、今後はなるべく都道府県への視察は避けようと思う。

